

令和5年 第4回

田村市農業委員会総会議事録

田村市農業委員会

議 事 録

1. 開催日時 令和5年4月17日（金） 午後1時30分

2. 開催場所 田村市役所 多目的ホール

3. 出席委員 田村市農業委員19名のうち16名
田村市農地利用最適化推進委員20名のうち6名

1番	郡司嘉一委員	3番	柳沼正郎委員	4番	猪狩徳孝委員
5番	三田勝一郎委員	6番	渡邊義輝委員	7番	渡邊慶幸委員
8番	白岩幸一委員	9番	安藤末男委員	10番	柳沼政一委員
11番	齋藤 実委員	12番	渡邊登喜男委員	15番	大和田弘委員
16番	佐藤円治委員	17番	石井珠枝委員	18番	佐藤伸夫委員
19番	吉田修一委員				
①番	佐藤政一委員	⑤番	坪井清花委員	⑥番	渡辺堅一委員
⑧番	松本洋一委員	⑫番	橋本清隆委員	⑬番	吉田清吉委員

4. 欠席委員 2番 陣野原進委員 13番 三浦善治委員 14番 佐藤正之委員
⑬番 箭内倉貴委員 ⑯番 石井利夫委員

5. 農業委員会事務局職員

局長	松 崎 博 志
主任主査兼総務係長	矢 内 敬
副主査	會 田 賢 治

6. 書 記

副主査	會 田 賢 治
-----	---------

7. 議事録署名人

5番 三田勝一郎 委員
6番 渡邊義輝 委員

8. 提出案件

議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定に基づく許可申請について（市許可分）

議案第3号 農地法第5条の規定に基づく許可後の事業計画変更申請について（市許可分）

議案第4号 農地法第5条の規定に基づく許可処分の取消願出について（県許可分）

議案第4号 農地法第5条の規定に基づく許可申請について（県許可分）

議案第5号 農地法第5条の規定に基づく許可申請について（市許可分）

議案第6号 農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について（県許可分）

議案第7号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定について

議案第8号 現況確認証明について

9. 会議の経過概要 （開会 午後1時30分）

事務局	<p>お疲れ様です。</p> <p>—菅野裕勝係長、會田賢治副主査より異動と配属の挨拶の後、菅野裕勝係長へ花束を吉田修一会長より贈呈—</p> <p>それでは、始めさせていただきます。はじめに会長に挨拶いただきます。</p>															
会長	<p>皆様、改めましてこんにちは。本日は大変お忙しい中、今までにない早さで春が来て農作業が忙しい時期ですが、皆様にはお集まりいただき誠にありがとうございます。皆様、お体に気を付けて仕事に励んでいただきたいと思います。新年度を迎えまして、新体制で農業委員会を進めていきたいと思ひます。皆様、本日も慎重審議をよろしくお願ひいたします。。</p>															
事務局	<p>それでは、田村市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長に議長をお願いいたします。よろしくお願ひします。</p>															
議長	<p>始めに、田村市農業委員会会議規則第4条による届出のあつた欠席委員の報告を求めます。</p>															
事務局	<p>本日、都合により欠席の届出がございました委員は、2番陣野原進農業委員、13番三浦善治農業委員、14番佐藤正之農業委員であります。</p>															
議長	<p>事務局から報告がありましてとおり、本日は定数19名に対し、16名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しており、本総会は成立しておりますので、ただ今より令和5年田村市農業委員会第4回総会を開会いたします。また、本日は佐藤政一推進委員、坪井清花推進委員、渡辺堅一推進委員、松本洋一推進委員、吉田清吉推進委員の6名の農地利用最適化推進委員の方々にご出席いただいておりますことご報告いたします。。</p> <p>次に議事録署名人でございますが、議長指名でご異議ございませんか。</p>															
出席委員	<p>異議なし。</p>															
議長	<p>異議なしと認め、5番三田勝一郎委員、6番渡邊義輝委員を指名いたします。ただいまから議案審議に入ります。</p> <p>本日の議案は、</p> <table data-bbox="391 1680 1524 2007"> <tr> <td>議案第1号</td> <td>農地法第3条の規定に基づく許可申請について</td> <td>25件</td> </tr> <tr> <td>議案第2号</td> <td>農地法第4条の規定に基づく許可申請について（市許可分）</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>議案第3号</td> <td>農地法第5条の規定に基づく許可後の事業計画変更申請について（市許可分）</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>議案第4号</td> <td>農地法第5条の規定に基づく許可処分の取消願出について（県許可分）</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>議案第5号</td> <td>農地法第5条の規定に基づく許可申請について（市許可分）</td> <td>3件</td> </tr> </table>	議案第1号	農地法第3条の規定に基づく許可申請について	25件	議案第2号	農地法第4条の規定に基づく許可申請について（市許可分）	2件	議案第3号	農地法第5条の規定に基づく許可後の事業計画変更申請について（市許可分）	2件	議案第4号	農地法第5条の規定に基づく許可処分の取消願出について（県許可分）	1件	議案第5号	農地法第5条の規定に基づく許可申請について（市許可分）	3件
議案第1号	農地法第3条の規定に基づく許可申請について	25件														
議案第2号	農地法第4条の規定に基づく許可申請について（市許可分）	2件														
議案第3号	農地法第5条の規定に基づく許可後の事業計画変更申請について（市許可分）	2件														
議案第4号	農地法第5条の規定に基づく許可処分の取消願出について（県許可分）	1件														
議案第5号	農地法第5条の規定に基づく許可申請について（市許可分）	3件														

	<p>議案第6号 農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について（県許可分）1件</p> <p>議案第7号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農地利用集積計画に対する意見決定について6件</p> <p>議案第8号 現況確認証明について3件</p> <p>以上42件であります。よろしくご審議賜りますようお願い致します。</p> <p>次に本日の会議の進め方について申し上げます。ご発言をいただく際はその都度挙手により議長の指名を受けてからお願いします。それでは議事に入らせていただきます。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定に基づく許可申請について」を議題と致します。それでは、整理番号1番から25番について事務局説明願います。</p>
事務局	整理番号1番から25番について、議案書朗読、説明。
議長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。</p> <p>ただいま説明がありました事項については、あらかじめ担当区域の委員の方に、調査をお願いしておりますので、調査結果についてご報告をいただいてから審議したいと思います。</p> <p>整理番号1番について、1番郡司嘉一委員ご報告をお願い致します。</p>
1番委員	1番郡司です。整理番号1番について報告します。15日の午後1時半から行政書士の小泉さんに私と譲受人と佐藤政一推進委員と4名で現地調査をしました。確認しましたところ、何ら問題ないとみてきましたので、皆様、慎重審議のほどよろしくお願いします。以上です。
議長	ありがとうございました。次に整理番号2番について、3番柳沼正郎委員ご報告をお願いします。
3番委員	3番柳沼です。整理番号2番について報告します。13日午前に私と荻野右近推進委員と譲渡人の案内で現地確認をしてまいりました。農業者年金の関係で、譲受人である息子さんへ所有権を移転したいとのことでした。特に問題ないと確認してまいりました。以上です。
議長	ありがとうございました。次に整理番号3番から4番について、6番渡邊義輝委員ご報告をお願いします。
6番委員	<p>6番渡邊です。整理番号3番について報告します。15日午後に私と譲受人と松本洋一推進委員の3名で現地確認をしてまいりました。経緯は不明ですが、自分の土地だと思って使用していた今回の土地は譲渡人の土地だと判明しました。判明し宅地のそばなので買い戻したいとのことでした。現地も確認し、何ら問題ないものと判断してまいりました。</p> <p>次に整理番号4番について報告します。15日の午後に私と譲受人と松本洋一推進委員の</p>

<p>議 長</p>	<p>3名で現地確認をしてみいました。譲受人がきのこ栽培をしようと思い土地を探したところ今回の土地が最適ということで話が進み、土地の周りに住宅もなく何ら問題ないものと見てまいりました。よろしくお願いたします。以上です。</p>
<p>7 番委員</p>	<p>ありがとうございます。次に整理番号5番について、7番渡邊慶幸委員ご報告をお願い致します。</p>
<p>7 番委員</p>	<p>7番渡邊です。整理番号5番についてご報告します。15日に現地確認をしようとしたのですが、都合がつかず、電話での確認となりました。双方の確認をいただいております。細部を確認しまして、何ら問題ないものと確認しました。よろしくお願いたします。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございます。次に整理番号6番から8番について8番白幸一委員ご報告をお願い致します</p>
<p>8 番委員</p>	<p>8番白岩です。整理番号6番、7番についてご報告します。16日午後、昨日に私と譲渡人と譲受人の3名で現地確認をしてみいました。20年ほど前に土地の交換をしたが、登記をしていなかったため今回の申請となりました。何ら問題ないものと確認してまいりました。</p>
<p>8 番委員</p>	<p>次に整理番号8番について報告します。譲渡人は電話での確認をし、渡辺元推進委員と2名で現地確認をしてみいました。渡辺元推進委員で借り受けて作付けをしており、何ら問題ないものと確認してまいりました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございます。次に整理番号9番から22番について11番齊藤実委員ご報告をお願い致します。</p>
<p>1 1 番委員</p>	<p>11番齊藤です。整理番号9番についてご報告します。12日午後に私と譲受人と箭内倉貴推進委員と3名で現地確認をしてみいました。譲受人は以前から譲渡人から土地を借り受けて野菜などを作っていました。譲渡人が地元には戻らないとのことで今回土地を譲りたいとのことで、土地も近いため譲受人も譲り受けて管理していきたいとのことでした。</p> <p>次に整理番号10番についてご報告します。12日午後、譲受人と私と箭内倉貴推進委員の3名で現地確認をしてみいました。現地は約40年前に交換をし、名義変更がされないままの状態でしたので、今回の申請で名義変更をしたいとのことでした。</p> <p>次に整理番号11番についてご報告します。13日午後、行政書士の渡辺幸男先生と箭内倉貴推進委員と私と譲受人の4名で現地確認をしてみいました。10年前から譲受人が借り受け野菜を耕作しており、譲渡人はお住まいが郡山で農業規模を縮小したいとのことで、譲受人へ譲りたいとのことでした。譲受人は耕作条件も良いため、譲り受けて野菜を作りたいとのことでした。</p> <p>次に12番から22番についてご報告します。12番から22番の案件は、基盤整備関係</p>

	<p>の案件で、9日の午後、工事の担当者と話をしてまいりました。平成5年度に基盤整備事業が始まり、平成13年度に名義変更が行われたが、当時家庭の事情により名義変更を市ができなかった案件もあったが、基盤整備名目での変更は年数的に20年以上たっているためできないとのことより、今回の提出となった。ほ場整備事業の案件なので問題ないと確認してきました。よろしく願いいたします。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。次に整理番号23番について12番渡邊登喜男委員ご報告をお願い致します。</p>
12番委員	<p>12番渡邊です。整理番号23番についてご報告します。13日午前、土屋福一推進委員と譲受人と私の3名で現地確認をしてまいりました。何ら問題ないことを確認してまいりましたので、皆様の慎重審議をよろしく願いいたします。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。次に整理番号24番から25番についてご報告をいただくこととなっていた14番佐藤正之委員が欠席であり、事前に事務局に調査結果について報告がありましたので、代わって事務局から報告することにいたします。事務局報告をお願いします。</p>
事務局	<p>14番佐藤正之委員より調査結果の報告を承っておりますので、報告させていただきます。14日午前、代理人である行政書士桑原茂八郎氏の立会いのもと確認をした。面積に差はあるものの双方納得の上交換をすることでしたため、何ら問題ないと調査いたしましたのご報告を申し上げます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。以上で整理番号1番から25番までについて事務局の説明及び調査結果についての報告が終わりました。本案について質疑に入ります。質疑を求めます。ございませんか。</p>
出席委員	<p>質疑なし。</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。 それでは、簡易採決により議案第1号について、異議の有無をお諮りいたします。ご異議ございませんか。</p>
出席委員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。 よって議案第1号「農地法第3条の規定に基づく許可申請について」は、原案の通り許可する事に決定いたします。 以上をもちまして議案第1号は終了します。</p>

	次に議案第2号「農地法第4条の規定に基づく許可申請について（市許可分）」を議題と致します。それでは整理番号1番から2番について、事務局説明願います。
事務局	整理番号1番から2番について議案書を朗読、説明。
議長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。</p> <p>ただいま説明いたしました事項については、あらかじめ担当区域の委員の方に、調査をお願いしておりますので、調査結果についてご報告をいただいてから審議したいと思います。整理番号1番について4番猪狩徳孝委員ご報告をお願い致します。</p>
4番委員	4番猪狩です。整理番号1番についてご報告します。15日午後に申請人と私と坪井清花推進委員の3名で現地確認をしてみました。新築に伴う接続道路の設置で、既存の道路の道幅では新築の許可が下りないとのことから、そのための接続道路の設置という今回の案件となりました。何ら問題ないものと確認をしてみました。以上です。
議長	ありがとうございました。次に整理番号2番について、9番安藤末男委員、ご報告をお願いいたします。
9番委員	9番安藤です。整理番号2番についてご報告します。14日午前、和田春信推進委員と行政書士の石井茂一先生の立会いのもと、現地確認をしてみました。周りは住宅で、駐車場として転用したいとすることで、周りに農地が一切ありませんので、何ら問題ないものと確認をしてみました。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございました。以上で事務局の説明及び調査結果についての報告が終わりました。本案について質疑に入ります。質疑を求めます。ございませんか。
出席委員	質疑なし。
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。</p> <p>それでは、簡易採決により議案第2号について、異議の有無をお諮りいたします。ご異議ございませんか。</p>
出席委員	異議なし。
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第2号「農地法第4条の規定に基づく許可申請について（市許可分）」については、原案の通り許可する事に決定いたします。</p> <p>以上をもちまして議案第2号は終了します。</p>

事務局	<p>次に議案第3号「農地法第5条の規定に基づく許可後の事業計画変更申請について（市許可分）」を議題と致します。整理番号1番について、事務局説明願います。</p> <p>整理番号1番について議案書を朗読、説明。</p>
議長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。</p> <p>ただいま説明いたしました事項については、あらかじめ担当区域の委員の方に、調査をお願いしておりますので、調査結果についてご報告をいただいでから審議したいと思ひます。整理番号1番についてご報告をいただくこととなつていた13番三浦善治委員が欠席であり、事前に事務局に調査結果について報告がありましたので、代わつて事務局から報告することにいたします。事務局報告をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号1番の案件について、13番三浦善治委員からの報告を承つておりますので、ご報告いたします。12日午後、現地にて菅野建設工業の担当小林様と調査しました。北移地区のほ場整備事業の工事に伴う工事車両の進入路を敷き、鉄板により加工する一時転用で、昨年8月に転用許可を得たが工事の遅れ等により本年の10月まで延長したいとのことでした。農地はそのまま雨水や日照等、農地に影響はないため、何ら問題はないと確認してまいりました。皆様の慎重審議をよろしくお願ひいたします。以上、三浦善治委員からの報告でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。以上で事務局の説明及び調査結果についての報告が終わりました。本案について質疑に入ります。質疑を求めます。ございませんか。</p>
出席委員	<p>質疑なし。</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。</p> <p>それでは、簡易採決により議案第3号について、異議の有無をお諮りいたします。ご異議ございませんか。</p>
出席委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よつて議案第3号「農地法第5条の規定に基づく許可後の事業計画変更申請について（市許可分）」は、原案の通り許可することに決定いたします。</p> <p>以上をもちまして議案第3号は終了します。</p> <p>次に議案第4号「農地法第5条の規定に基づく許可取消願出について（県許可分）」を議題とします。整理番号1番について事務局説明願ひます。</p>

事務局	整理番号1番について議案書を朗読、説明。
議長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。</p> <p>ただいま説明いたしました事項については、あらかじめ担当区域の委員の方に、調査をお願いしておりますので、調査結果についてご報告をいただいてから審議したいと思います。</p> <p>整理番号1番について、9番安藤末男委員ご報告願います。</p>
9番委員	<p>9番安藤です。整理番号1番についてご報告します。14日に、和田春信推進委員と私で現地確認をしてみました。現地は畑として使われていますが、畑として戻すなら戻さないこともないとして判断し、問題ないものと確認してみました。皆様の慎重審議をよろしく願いいたします。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。以上で事務局の説明及び調査結果の報告が終わりました。</p> <p>本案について、質疑に入ります。質疑を求めます。</p>
出席委員	質疑なし。
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。</p> <p>それでは、簡易採決により議案第4号について、異議の有無をお諮りいたします。異議ございませんか。</p>
出席委員	異議なし。
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第4号「農地法第5条の規定に基づく許可取消願出について（県許可分）」は原案のとおり「取消相当」と意見決定いたします。以上をもちまして第4号議案は終了いたします。</p> <p>次に議案第5号「農地法第5条の規定に基づく許可申請について（市許可分）」を議題と致します。整理番号1番から3番について事務局説明願います。</p>
事務局	整理番号1番から3番について議案書を朗読、説明。
議長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。</p> <p>ただいま説明いたしました事項については、あらかじめ担当区域の委員の方に、調査をお願いしておりますので、調査結果についてご報告をいただいてから審議したいと思います。</p> <p>整理番号1番について、6番渡邊義輝委員ご報告をお願い致します。</p>

6 番委員	6 番渡邊です。整理番号 1 番の案件について報告します。1 5 日に松本洋一推進委員と私と行政書士さんの小谷田利美さんの 3 名で現地確認をしまいいりました。設定人、被設定人は親子で申請地に住宅を建てるということでした。申請地は、現在作付けは行っておらず、設定人の宅地の一部に住宅を建てると一部併用ということで、何ら問題はないと調査してまいりました。皆様の慎重審議よろしくお願いいいたします。以上です。
議 長	ありがとうございました。次に整理番号 2 番について 9 番安藤末男委員、ご報告をお願い致します。
9 番委員	9 番安藤です。整理番号 2 番の案件について報告します。1 4 日の午前に、私と和田春信推進委員、行政書士さんの柳沼憲一さんと 3 名で現地調査をしまいいりました。譲渡人と譲受人は親子で、申請地に譲受人が住宅を建てるとのことですが、周りも譲渡人の土地で、排水も下水道が通っており、下水道に繋げるということで何ら問題ないと確認してまいりました。皆様の慎重審議よろしくお願いいいたします。以上です。
議 長	ありがとうございました。次に整理番号 3 番について、ご報告をいただくこととなっていた 1 4 番佐藤正之委員が欠席であり、事前に事務局に調査結果について報告がありましたので、代わって事務局から報告することにいたします。事務局報告をお願いします。
事務局	整理番号 3 番の案件について 1 4 番佐藤正之委員からの報告を申し上げます。1 4 日の午前に株式会社 A R C A の山崎さんと箭内正彦推進委員と 2 名で現地確認をしまいいりました。再生可能エネルギー発電事業の計画地への出入り口が狭いとのことより通路と造成の足場の申請で、書類等も整備されており、何ら問題ないものと確認してまいりました。厳重に計画をされておまして、周りの環境への影響はないと見てまいりました。以上、報告でございます。
議 長	ありがとうございました。以上で事務局の説明及び調査結果の報告が終わりました。本案について、質疑に入ります。質疑を求めます。
出席委員	質疑なし。
議 長	質疑なしと認め、質疑を終結します。 それでは、簡易採決により議案第 5 号について、異議の有無をお諮りいたします。異議ございませんか。
出席委員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。

	<p>よって議案第5号「農地法第5条の規定に基づく許可申請について（市許可分）」は原案のとおり許可することに決定いたします。以上をもちまして第5号議案は終了いたします。次に議案第6号「農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について（県許可分）」を議題とします。整理番号1番について、事務局説明願います。</p>
事務局	<p>議案書を朗読、説明。</p>
議長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。ただいま説明いたしました事項については、あらかじめ担当区域の委員の方に、調査をお願いしておりますので、調査結果についてご報告をいただいてから審議したいと思います。整理番号1番について、6番渡邊義輝委員ご報告をお願い致します。</p>
6番委員	<p>6番渡邊です。14日の午後、松本洋一推進委員と行政書士の石井茂一先生と3名で現地確認をしてまいりました。三共製粉の敷地の法面が崩れかかっているため、危険回避の為の申請ということで、以前、法面拡張をしたが、一部が農地転用されないままとなってしまった。今回、顛末書を提出していただきたいとのことで提出いただいた。—ここで顛末書を読み上げる。—以上となります。よろしく願います。</p>
議長	<p>ありがとうございました。以上で事務局の説明及び調査結果の報告が終わりました。本案について、質疑に入ります。質疑を求めます。</p>
出席委員	<p>質疑なし。</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。 それでは、簡易採決により議案第6号について、異議の有無をお諮りいたします。異議ございませんか。</p>
出席委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 よって議案第6号「農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について（県許可分）」は原案の通り「許可相当」と意見決定いたします。以上をもちまして議案第6号は終了いたします。次に議案第7号「旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定について」を議題とします。整理番号1番から6番について、事務局説明願います。</p>
事務局	<p>整理番号1番から6番について議案書を朗読、説明。</p>

議長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。</p> <p>本案について、質疑に入ります。質疑を求めます。</p>
出席委員	<p>質疑なし。</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。それでは、簡易採決により議案第7号について、異議の有無をお諮りいたします。異議ございませんか。</p>
出席委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって議案第7号「旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定について」の整理番号1番から6番について、申し出のとおり計画を定めることについて「適当」であると意見決定いたします。以上をもちまして議案第7号は終了いたします。</p> <p>次に議案8号「現況確認証明について」を議題といたします。事務局説明願います。</p>
事務局	<p>議案書を朗読、説明。</p>
議長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。</p> <p>本案について、質疑に入ります。質疑を求めます。</p>
出席委員	<p>質疑なし。</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。それでは、簡易採決により議案第8号について異議の有無をお諮りいたします。ご異議ございませんか。</p>
出席委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって議案第8号「現況確認証明について」は原案のとおり決定いたします。以上をもちまして、議案第8号は終了いたします。これで、本日提出されました案件はすべて終了いたしました。慎重審議を賜りありがとうございました。これをもちまして、令和5年第4回田村市農業委員会総会を閉会といたします。</p>

閉会 14:30

令和5年4月17日

上記の議事録は、書記が記載したものであるが、内容に相違ないことを認め署名する。

田村市農業委員会議長

議 事 録 署 名 人

議 事 録 署 名 人